

地方のインフラの総合的整備②(道路)

取りまとめ

「社会資本整備総合交付金」(国土交通省所管事業)

・PDCAサイクルの実質化・可視化を図るため、交付金の配分に当たりB／Cをより厳格に評価するとともに、B／Cの算定になじまないとされている事業やB／Cのみで評価することが困難な事業については、その点を含めて地方公共団体において事前評価を行い、その結果を明らかにすべきである。こうした事業採択の透明性を確保した仕組みの中で説明が難しいと思われる事業については、本交付金の対象外とするなど、地方公共団体に対する配分の在り方を見直すべきである。

・アウトカム指標の在り方については国土交通省がさらに整理した上で、地方公共団体による事後評価についてその手法も含めて改善し、評価結果がその後の地方公共団体への配分に反映されるなど、PDCA サイクルが可視化される仕組みを構築すべきである。

・地方公共団体の自主性・自律性は尊重する必要があるが、各市町村の道路計画が、防災計画、土地利用計画等との間で整合が図られているか、広域的な道路計画に対して市町村間の連携がしっかりととれているかなどのチェックは行われるべきである。特に災害リスクは重要であり、その点を考慮した上で計画された道路整備事業に対して重点的に配分を行うなど、地方公共団体による防災対応へのインセンテ

イブが働く仕組みについて検討すべきである。